

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）Q & A
(2021 年度版)

本 Q & A	内 容
Q 介 1	対象労働者について、休業取得時の助成金を受給していない場合であっても、職場復帰時の助成金を受給することは可能か。
Q 介 2	介護離職防止支援コース（介護休業）において、一度休業取得時・職場復帰時の助成金の支給対象となった労働者が新たに要介護状態となる親族が生じたために介護休業を取得する場合、同一労働者について再度支給対象となりうるか。
Q 介 3	支給要件となる日数について、介護休業の合計 5 日及び介護両立支援制度の合計 20 日の算定方法如何。
Q 介 4	図の様に、対象労働者が合計 5 日以上介護休業取得後に復帰し、再度合計 5 日の介護休業を取得することとなった場合の職場復帰時の申請期限の基準となる介護休業終了日の考え方如何。
Q 介 5	労働協約または就業規則で規定する介護休業関係制度は、どの程度の記載が必要か。
Q 介 6	支給要領 0301b ニ（ヘ）a において、介護休暇制度について「ただし、当該労働者の配偶者又は親族が同一事業主に雇用され、同休暇を取得している場合には配偶者又は親族の取得時間と合計して 25 時間以上であること」と規定しているが、同一の事業主に雇用されている親族労働者が 3 人おり、3 人ともに要介護状態にある家族の介護のために介護休暇制度を利用する場合、制度利用時間が合計 10 時間以上になった場合の申請については 3 人分支給対象となるのか。
Q 介 7	介護休暇制度を利用する対象労働者の配偶者が同一の事業主に雇用されており、配偶者も同じ対象家族の介護のために同介護休暇制度を利用した結果、それぞれ 10 時間以上の利用を満した。それぞれで申請可能か。
Q 介 8	父・母の 2 人を介護しており、介護のための短時間勤務を父・母分の介護あわせて 20 日間利用した場合、対象となるか。
Q 介 9	両立支援制度 A について利用要件を満した同一対象労働者について、別の対象家族について制度 A を再度利用した場合、対象となるか。
Q 介 10	両立支援制度 A について利用要件を満した同一対象労働者について、同一の対象家族について異なる両立支援制度 B を利用した場合、A、B それぞれ対象となるか。
Q 介 11	当社では介護休業の対象家族や要介護状態、休業期間について、従業員の介護の実情に沿った対応をするために法律を上回る取り扱いをしている。法律を上回る範囲の介護休業等についても助成金の対象となるか。
Q 介 12	当社では介護休業の対象家族が介護を要する状態であるということの確認書類の提出を求めず、従業員からの口頭での申告により介護休業として取り扱っている。このような場合でも助成金の申請にあたっては、要介護状態を確認できる書類が必要か。また、法律で定める要介護状態に至っていないケースもあると思われ、公的な確認書類の提出は困難であると思われるが助成金の対象となるか。

Q介 13	介護支援プランの作成前に面談を実施することが要件となっている。家族が急に要介護状態となったため、出勤して面談する時間がなく介護休業を取得したが、助成金の対象となるか。
Q介 14	介護支援プラン作成が、介護休業開始日に間に合わなかった場合は支給対象とならないか？
Q介 15	介護休業を合計5日以上取得することが要件となっているが、取得対象となる休業期間について、何年以内などの制限はあるか。今年3日取得し、翌年2日取得した場合も対象となるか。
Q介 16	時差出勤制度の利用者が生じる予定のため助成金の申請を考えている。当社では、タイムカードを導入しておらず、出退勤管理は出勤簿への押印と残業が生じた場合のみ所定外労働時間を出勤簿に記入することとしている。助成金の申請にあたっては、このような確認書類で差し支えないか。
Q介 17	介護休業期間中に対象労働者があらかじめ特定の曜日を指定して就労した日があった場合、介護休業に該当するか。
Q介 18	介護休業期間が当初介護支援プランに記載していた期間より短縮もしくは延長となった場合、対象労働者が事業主に提出する「介護休業期間変更届」の提出のみで足りるのか、もしくは提出に加え、休業期間を変更したことについてのプランへの記載も必要となるのか。
Q介 19	以前、両立支援等助成金（介護支援取組助成金）を受給したが、同一の対象労働者について介護離職防止支援コースの対象となるか。

Q介1 対象労働者について、休業取得時の助成金を受給していない場合であっても、職場復帰時の助成金を受給することは可能か。

A介1 受給することはできない。

Q介2 介護離職防止支援コース（介護休業）において、一度休業取得時・職場復帰時の助成金の支給対象となった労働者が新たに要介護状態となる親族が生じたために介護休業を取得する場合、同一労働者について再度支給対象となりうるか。

A介2 新たに要介護状態となる家族が生じる等、別の事情が生じた場合には、新たな介護支援プランを作成した場合、支給対象となり得る。

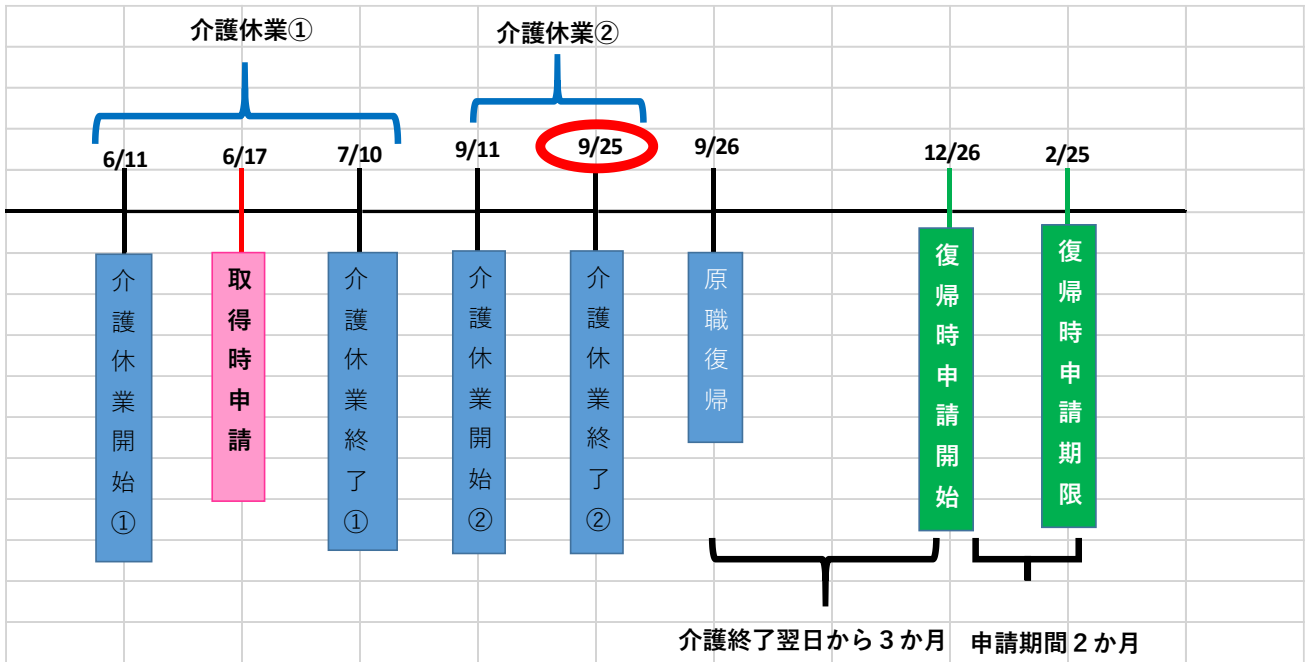
Q介3 支給要件となる日数について、介護休業の合計5日及び介護両立支援制度の合計20日の算定方法如何。

A介3 介護休業、介護両立支援制度ともに所定労働日数ベースでの合計日数となる。（支給要領 0301a イ、0301b ニ参照）

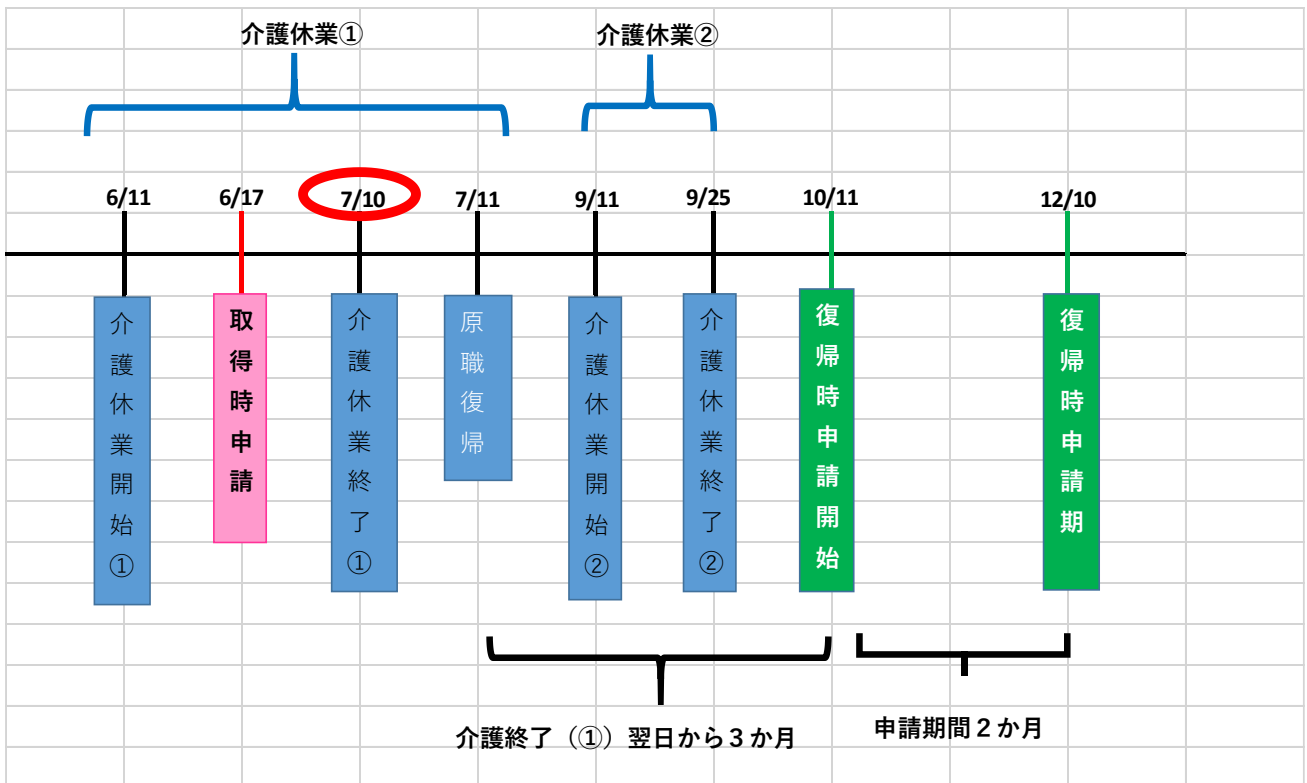
Q介4 図の様に、対象労働者が合計5日以上介護休業取得後に復帰し、再度合計5日の介護休業を取得することとなった場合の職場復帰時の申請期限の基準となる介護休業終了日の考え方如何。

A介4 以下イメージ例参照。休業取得時及び職場復帰時において、該当する介護休業の終了日がどれにあたるかについては、介護支援プランの定めによる。

例として、6/11 から 7/10 までの介護休業①に加え、9/11 から 9/25 までの介護休業②についてもあらかじめプランにおいて設定した上で介護休業を分割取得したのであれば、9/25 を介護休業終了日として職場復帰時の申請時期も判断することとなる。（この場合、12/26 が申請開始となる。）



一方で、9/11 から 9/25 までの介護休業②が、当初のプラン策定時に盛り込まれていない介護休業であった場合には、6/11～7/10 までの介護休業①の介護休業終了日 7/10 として職場復帰時の申請時期も判断することとなる。（なお、介護休業②については、支給要領 0301a 口（ロ）a に規定する就労したものとみなす休業に該当する。）



Q介5 労働協約または就業規則で規定する介護休業関係制度は、どの程度の記載が必要か。

A介5 育児・介護休業法に規定されている介護休業の制度、所定労働時間の短縮等の措置について、「育児・介護休業等に関する規則の規定例」簡易版（リーフレット）の記載例程度の具体的な内容が整備され、取組時点で施行されている育児・介護休業法に定める基準に達していることが必要である。育児・介護休業法に規定する内容に依る旨の規定では当該制度を規定しているとは判断しない。

なお、規定整備の取組時期に関わらず、支給申請日時点での規定内容は、支給申請日において施行されている育児・介護休業法に定める水準を満たしている必要がある。

Q介6 支給要領 0301b ニ（へ）において、介護休暇制度について「ただし、当該労働者の配偶者又は親族が同一事業主に雇用され、同休暇を取得している場合には配偶者又は親族の取得時間と合計して10時間以上であること」と規定しているが、同一の事業主に雇用されている親族労働者が3人おり、3人ともに要介護状態にある家族の介護のために介護休暇制度を利用する場合、制度利用時間が合計10時間以上になった場合の申請については3人分支給対象となるのか。

A介6 支給要領 0301b ニ（へ）のただし書き部分は、対象労働者のほかに同一事業主に雇用されている配偶者・親族が同介護休暇制度を取得している場合は、「合計10時間以上」のカウントについて通算できるという趣旨であるため、支給対象となるのは対象労働者1人分のみであり、他の2名は支給対象とはならない。

Q介7 介護休暇制度を利用する対象労働者の配偶者が同一の事業主に雇用されており、配偶者も同じ対象家族の介護のために同介護休暇制度を利用した結果、それぞれ10時間以上の利用を満たした。それぞれで申請可能か。

A介7 対象労働者と同一事業主に雇用されている対象労働者の配偶者または親族がそれぞれ10時間以上介護休暇制度を利用した場合、それぞれについて申請できるが、その場合、対象労働者の配偶者についても介護支援プランの作成が必要となる。

Q介8 父・母の2人を介護しており、介護のための短時間勤務を父・母分の介護あわせて20日間利用した場合、対象となるか。

A介8 支給要領 0301b に「同一の対象家族につき合計 20 日間以上利用があったこと」としているため、父・母での合算はできず、対象家族 1 人につき、要件の日数を満たす必要がある。

Q介9 両立支援制度 A について利用要件を満たした同一対象労働者について、別の対象家族について制度 A を再度利用した場合、対象となるか。

A介9 同一労働者について同一の介護両立支援制度にかかる申請は 1 回限りとなる（支給要領 0301b イ）ため、対象とならない。

Q介10 両立支援制度 A について利用要件を満たした同一対象労働者について、同一の対象家族について異なる両立支援制度 B を利用した場合、A、B それぞれ対象となるか。

A介10 対象となる。

Q介11 当社では介護休業の対象家族や要介護状態、休業期間について、従業員の介護の実情に沿った対応をするために法律を上回る取り扱いをしている。法律を上回る範囲の介護休業等についても助成金の対象となるか。

A介11 労働協約又は就業規則に規定されており、規定に沿った休業等の利用が確認できれば（支給要領 0301 ロ）、法を上回る介護休業等も対象となる。

Q介12 当社では介護休業の対象家族が介護を要する状態であるということの確認書類の提出を求めず、従業員からの口頭での申告により介護休業として取り扱っている。このような場合でも助成金の申請にあたっては、要介護状態を確認できる書類が必要か。

また、法律で定める要介護状態に至っていないケースもあると思われ、公的な確認書類の提出は困難であると思われるが助成金の対象となるか。

A 介 12 助成金の支給にあたっては、要介護状態について確認できる何らかの書類の提出が必要であり、介護保険被保険者証の写しや医療関係者の交付する証明書等を例示としてあげている。ただし、健康保険証を提出する場合は、個人情報保護の観点から、被保険者証の記号・番号についてはマスキング等を施した上で労働局に提出すること。ただし、要介護状態について法で定める基準よりも広く対象として認めて制度を規定・運用する場合であって、公的な確認書類の提出が困難である場合にあっては、労働者、事業主双方から提出された申立書等で状態が確認できれば差し支えない。

Q 介 13 介護支援プランの作成前に面談を実施することが要件となっている。家族が急に要介護状態となったため、出勤して面談する時間がなく介護休業を取得したが、助成金の対象となるか。

A 介 13 介護支援プラン作成のための面談については、対象労働者の介護の状況によって対面による面談が困難な場合、電話、メール等による相談、調整を行い、その内容を記録していれば助成金の対象となる。ただし、面談や電話、メール等による相談、調整を全く実施せずに介護休業が終了した場合は対象とはならない。(支給要領 0301a イ (ロ))

Q 介 14 介護支援プラン作成が介護休業開始日に間に合わなかった場合は支給対象とならないか。

A 介 14 支給要領 0301a イ (ニ)において、「なお、同プランは原則として対象介護休業取得者の休業開始前に作成するものであるが、介護休業の開始と同時並行で作成することも可とするものであること」と規定していることから、プランについては介護休業開始と同時並行で作成しても差し支えない。ただし、プランの作成や、プラン策定のための面談実施をせずに介護休業が終了した場合は支給対象外となる。

Q 介 15 介護休業を合計5日以上取得することが要件となっているが、取得対象となる休業期間について、何年以内などの制限はあるか。
今年3日取得し、翌年2日取得した場合も対象となるか。

A 介 15 支給要領 0301a イ(イ)において、「ただし、合計5日以上の通算については所定労働日に対する休業日数であり、当該休業開始日から1年以内に取得したものであること。」と規定している。今年3日取得し、翌年2日取得した場合であっても、休業開始日から休業最終日までが1年以内に収まっていれば支給対象となる。

Q 介 16 時差出勤制度の利用者が生じる予定のため助成金の申請を考えている。
当社では、タイムカードを導入しておらず、出退勤管理は出勤簿への押印と残業が生じた場合のみ所定外労働時間を出勤簿に記入することとしている。
助成金の申請にあたっては、このような確認書類で差し支えないか。

A 介 16 タイムカードを導入していない場合でも、介護両立支援制度利用期間中の出勤時刻・退勤時刻が確認できる書類の提出があれば助成金の対象となる。
出勤簿の押印と残業が生じた場合の所定外労働時間の記録のみでは、各出勤日の出退勤時間を確認できないため、助成金を支給することはできない。

Q 介 17 介護休業期間中に対象労働者があらかじめ特定の曜日を指定して就労した日があった場合、介護休業に該当するか。

A 介 17 休業開始当初よりあらかじめ特定の曜日を指定して就労した日がある場合は、介護休業ではなく、育児・介護休業法第23条第3項の短時間勤務制度（週または月の所定労働日数を短縮する制度）に該当する。

Q 介 18 介護休業期間が当初介護支援プランに記載していた期間より短縮もしくは延長となった場合、対象労働者が事業主に提出する「介護休業期間変更届」の提出のみで足りるのか、もしくは提出に加え、休業期間を変更したことについてのプランへの記載も必要となるのか。

A 介 18 対象労働者の介護の状況により、休業期間等について当初のプラン作成時点と変更があった場合については、事業主・労働者双方のためにもプラン自体の変更の必要性があると考えられることから、「介護休業期間変更届」の提出に加え、プランへの記載も必要となる。

Q 介 19 以前、両立支援等助成金（介護支援取組助成金）を受給したが、同一の対象労働者について介護離職防止支援コースの対象となるか。

A介 19 過去に介護支援取組助成金の支給対象となった同一の労働者であっても、介護離職防止支援コースの支給要件を満たした場合は支給対象となる。